

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和2年(2020年)8月31日

(2) 事故発生場所

東京都中野区沼袋二丁目40番18号 中野区沼袋区民活動センター敷地内

(3) 事故発生状況

区の職員が、中野区沼袋区民活動センターで開催する令和2年国勢調査調査員事務説明会業務のため、事故発生場所に庁有車を駐車し、当該業務を終えて中野区役所本庁舎へ帰庁するため新青梅街道へ出ようと当該庁有車を後退させていたところ、当該庁有車の右側前部が当該庁有車の隣に駐車中の相手方車両の左側後部に衝突した。この事故により、相手方車両のリアバンパー等が破損した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害125,367円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和2年(2020年)11月6日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた区の職員が後退時の右前方確認を怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した相手方車両のリアバンパー等の修理費の合計125,367円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行い、安全運転講習会を受講させることとするとともに、所属長から庁有車を運転する所属の職員全員に対し注意喚起を行い、安全運転講習会の受講を促すことにより、安全運転の徹底を図った。